

令和3年（行ウ）第1号 処分取消等請求事件

原告 神 貢一 外1名

被告 寿 都 町



準備書面2

副本直送済

函館地方裁判所民事部合議係 御中

令和3年11月10日

被告訴訟代理人弁護士 田 村 智 幸
同 弁護士 橋 場 弘 之
同 弁護士 及 川 啓 紀



2021年9月14日付原告ら準備書面（1）に対する認否反論

記

第1 総論について

認否の対象ではない。

第2 制定経緯を踏まえた情報公開条例と「知る権利」との関係

1 憲法上の知る権利と具体的な法令の制定について

被告準備書面1にて主張しているとおりである。

創設的な意味を持つ条例であることについて、後記2で補足する。

なお、議会と情報公開の関係について補足すると、たとえば「箕面市情報公開条例の解釈と運用」では、議決機関である議会と限定する説明を付しているように、議会を実施機関としている場合でも取扱い方は様々である。

2 寿都町情報公開条例の審議経過について

- (1) 寿都町情報公開条例制定の審議経過について、議会議事録に記載された内容は認める。

他方、寿都町情報公開条例は平成17年に制定されたが、地方自治法で全員協議会に法的根拠が与えられたのはその後の平成20年の地方自治法改正による。

情報公開条例制定当時の寿都町の全員協議会は、議決機関でなかったことにとどまらず、法的根拠も認められていない自律的協議会に過ぎなかつたため、実施機関性を認めるだけの組織体と言えなかつた。

そのような自律的協議会が情報公開の実施の対象にならないのは自明であると考えられたことから、制定時の質疑の対象にもならなかつたと解される。

他方、指定管理者に関しては、施設管理を行うにあたって作成保有した文書について情報公開の実施の対象としている地方自治体も少なくない。

- (2) 以上のことからすると、寿都町情報公開条例の内容というのは、町民の町政に対する知る権利の内容について条例により自由に創設したと解することの方が条例の実態に適っている。

そうすると、例外的な非開示事由の解釈において、議会として、実施機関の性格や位置付けを考慮することも可能であり、自律的組織としての判断を尊重することも可能であつて、条文の国語的解釈に加えて条理に基づく実質的解釈を行うことは可能であると言える。

なお、国語的な意味の法令の定義については認める。すなわち、法律以下、議院規則、政令、最高裁判所規則及び条例であり、さらにその下位法令として、府令並びに省令及び各種規則と、一般に定義づけられている。

その一方で、寿都町情報公開条例は、法令「等」規定により開示することができない、または法令「等」の解釈上その旨が明らか、と定めている。

当然のことであるが、全員協議会設置の根拠法たる地方自治法の解釈も採用されるべきである。地方自治法自体も、当該「法令等の解釈上」というところの法令に該当する。

そして、地方自治法では全員協議会に会議公開原則が適用されないとの解釈がなされている。

また、全員協議会は、議会の運営を円滑にすることのほか、議員相互または長と議員との話合いの場として格好のものであり、複雑な利害の絡む問題等の事前の調整や了解が取り付けやすいことから行われている。

実際、寿都町全員協議会で議件の対象となる事項は、被告準備書面1に記載したように、③地方公共団体の重要な計画の策定及び施策の実施に及ぶ場合、④議会の議決事項に含まれない行政運営上の重要な事項にわたる場合に及ぶところ、まさにこれらの議件は、全員協議会で日頃の主義主張や党派を離れて自由に発言することで、議員相互間あるいは議員と長との間で、複雑な利害の絡む問題等の調整や了解を取り付けることが可能となっている。

しかるに、全員協議会で自由に意見交換を行った内容が後日開示される可能性があるとなれば、開示後の影響を懸念するあまり、日頃の主義主張や党派を離れて自由な発言を行うことができなくなるし、議員相互間あるいは議員と長との間で複雑な利害の絡む問題等の調整や了解を取り付けることなど困難になるのであって、全員協議会が担っている重要な機能が損なわれてしまう。

以上のとおりであり、前記のとおり創設的な権利であること及び自律的組織であることにも照らすと、条理に基づき解釈することが許される。

3 小括について

争う。

4 付記－いわゆる原子力三原則と情報公開について

従前の主張のとおりである。

なお、原告は原子力三原則の端緒を日本学術会議の声明であるとしているが、日本学術会議の声名に法的拘束力が認められないことは明らかである。

第3 会議公開の原則と議事録の公開について

1 第1項は、認否の対象外である。

2 会議公開の原則が適用されないことと会議録が公表されないことがイコールではないとの主張について

(1) 委員会は、本会議の前に、専門的機関として正式に検討を行う組織である。

議会に向けて、議案検討の端緒から発議、提案、成案そして本会議上程へと至るまでの意思形成過程においても、専門的検討機関としての委員会の役割は重要である。

寿都町議会において、常任委員会、議会運営委員会など委員会条例（第2条及び第4条の2）で規定されており、表決（第15条）について議会への報告義務が課せられている（寿都町会議規則第77条）。

また、特別委員会は（第5条）、議会本会議で設置し、審議を付託されていることから、当然に審議結果を議会本会議に報告する義務がある。

これに対して、全員協議会はその名のとおりあくまで協議の場であり、外部に対して表決や決定をする能力は持っていない。まして全員協議会の意見交換の内容が議会に報告されることはない。

以上のとおり、委員会と全員協議会とでは、それぞれの性質や位置付け等が全く異なっている。

(2) 本年4月以降の全員協議会規程の制定について

本年4月以降の取扱いについても、会議の公開についても、全員協議会が自律的に定めたものに過ぎない。

公開が定められた以上、議件にかかる意見の内容が後日公開されることがあり

得るとの想定で発言することになるから支障はないのであり、全員協議会の決定内容を、自らの意思で変更させたということである。

(3) 秘密会について

秘密会についても以上までの議論と同様である。

(4) 以上のとおりであり、会議公開もしくは非公開の原則に基づき、それぞれの機関の性格や位置付けに合わせて検討されるべきことである。

そして、会議公開原則が適用されない全員協議会については自律的な判断に基づき従前は非公開とするのを令和元年12月に確認し、その後の議論を経たうえ自律的な判断に基づき令和3年4月以降は議事録の限度で開示することを決定しただけのことである。

第4 寿都町議会全員協議会の自律的決定権と情報公開条例の優劣について

1 第1項は、認否の対象外である。

2 ニセコ町の情報公開条例について

ニセコ町ほか情報公開条例の解釈基準を定めている地方自治体は少なくない。

その内容をみると、国の「行政機関の保有する情報公開に関する法律」の解釈マニュアルを参照していると思われる。

国の法律は行政機関のみを情報公開の実施機関としており、前記地方自治体の解釈基準で開示できない行政文書という用語を用いている例が多いことも、その結果であると思われる。

実際に開示できない文書の内容をみても、たとえば刑事訴訟における立証等が優先されるなど、行政上の公益の優劣判断に基づき定めが設けられている。

以上のとおり、情報公開条例の解釈基準に、全員協議会のような自律的組織体がないのは、情報公開の対象となることを想定していないからである。

3 寿都町情報公開条例とニセコ町情報公開条例の解釈について

寿都町全員協議会の申し合せは、単なる議員間の申し合せや取り決めにとどま

らない。

全員協議会全体としての自律的判断に基づき決定したものである。

全員協議会の自律的な性格に基づき非開示を決定することが認められるものであるから、根拠不明なルールではないし、これが乱発されることもない。

4 申し合せについて

全員協議会全体としての申し合せであるから、前記のとおり単なる申し合せではなく、議決機関ではない会議体という性格に鑑み、自律的に決定されたという位置付けにも照らし、条理に基づき根拠付けられる申し合せである。

5 他の自治体における全員協議会議事録の開示状況について

ある条例の解釈の参考として、他の地方公共団体の類似条例の内容や運用状況を参照することの効用を否定するものではない。

しかし、全員協議会の申し合せは自律権に基づき決定されるものであるから、他の地方公共団体の類似条例の内容や運用は参考資料以上のものでないし、多数の団体は公開しているので多数の解釈を参考しこれを尊重せよということになると、それは背理でしかない。

第5 寿都町議会全員協議会において議事録を非公開とする明確な申し合せは存在しなかったとの主張について

明確な申し合せは存在しなかったとの主張は争う。

全員協議会の申し合せの経過については、被告準備書面1で主張した内容のとおりであり、これに反する原告の主張は争う。

なお、本書同日付で、令和元年12月10日開催の全員協議会、令和2年9月30日の全員協議会、同年10月5日の全員協議会の要点記録（抄）の写を提出する。

以上